平成２２年（フ）第１６６号
高知市瀬戸１丁目３番５号　瀬戸コーポ203号
債務者　大倉　令好
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６９号
高知市横浜西町35番44号
債務者　永吉　和生
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３８２号
北九州市小倉北区片野新町２丁目４番18号
債務者　斉藤　利美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３８３号
北九州市小倉北区片野新町２丁目４番18号
債務者　斉藤美登里
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１号
長崎県長崎市江平１丁目15番２号　エビラコーポ201、旧住所長崎県長崎市辻町４番33―102号
債務者　杉本　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
大分市大字小池原1729番地の85　ヒルズ明野37
債務者　野崎　里美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９１号
大分市大字上宗方229番地の１
債務者　佐藤　　忠
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４号
大分市岩田町４丁目３番２Ａ４―118号
債務者　三池　和美（旧姓井澤）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２号
大分市王子西町４番３号ふくとくビル203
債務者　安西　武司
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６号
大分市大字鶴崎2665番地
債務者　小野　良則
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２号
大分県別府市光町23番６号　フレグランスアスタ101号
債務者　中津熊　恵
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８号
大分市大字奥田412番地の２植木ビル203
債務者　佐藤　映子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
長野市青木島町綱島402番地３
債務者　沼田　和美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
長野県上水内郡信濃町大字平岡458番地の６
債務者　松本いせ子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
長野市浅川西条463番地１マーティンテラスＢ202
債務者　白石　健次
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
長野市大字高田1715番地７ポレスター高田1002号
債務者　宮川　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７４号
長野市上松３丁目25番18号
債務者　今井　時子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係